

規則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

埼玉県教育委員会規則第九号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

「正規の試験」を「採用試験」に改める。

第二条第七号中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第三条の見出しを「（級別職務分類）」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第五条の二に規定する級別基準職務表の基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、次項に掲げる級別職務分類表に定めるとおりとする。

第三条第二項中「級別標準職務表」を「級別職務分類表」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 削除

第十六条第一項本文中「その者」の下に「（勤務成績が良好である者に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一 教育職給料表(一)級別職務分類表

職務の級	職務
二級	主任実習助手の職務 主任寄宿舎指導員の職務

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三 学校栄養職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
一級	専門員の職務
二級	相当高度の知識又は経験を必要とする専門員の職務
三級	高度の知識又は経験を必要とする専門員の職務
四級	主任専門員の職務

別表第四 事務職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
一級	専門員の職務
二級	高度の知識又は経験を必要とする専門員の職務
三級	主任専門員の職務

別表第九の一大学卒の部4大学六卒の項学歴免許等の資格の欄(1)中「又は」の下に「薬学若しくは」を加え、同表の四中学卒の部学歴免許等の資格の欄(1)中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第十一の備考第六号(2)中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構)に改め、同号(3)及び(4)中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

別表第十七イの表中

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44

を

37
38
38
39
39
40
40
41
42
43

に、

94
94
95
95

を

93
94
94
94

に改める。

別表第十七ハの表中

62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
64
64
64

を

61
62
62
62
62

62
62
62
63
63
63
63
63
63
63

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第十七の改正規定及び次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「初任給規則」という。)別表第十七の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 平成二十七年四月一日から附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあ

った職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が改正前の初任給規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。

4 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(改正後の初任給規則第三条の適用に関する特例)

5 埼玉県教育委員会が別に定める職員のこの規則の施行の日における職務の級は、学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第三十二号）による改正後の学校職員の給与に関する条例第五条の二及び改正後の初任給規則第三条の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該職員が属していた職務の級とする。

6 この規則の施行の日以降新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上同様の措置をとる必要があると認められる職員の当該適用の日における職務の級は、学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による改正後の学校職員の給与に関する条例第五条の二及び改正後の初任給規則第三条の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に給料表の適用を受けることとなったものとみなした場合に定められた職務の級とする。